



# 交通安全情報

令和3年8月  
警視庁交通部

## 運転免許がない人は 電動キックボードで 公道を走ることはできません!!

※電動キックボード(定格出力0.6キロワット以下の電動式のモーターにより走行するもの)は**原動機付自転車**となります。

### 運転免許必須!! ヘルメット必須!! 歩道通行禁止!!

※一部地域では、ヘルメットの着用を任意とするなどの実証実験が行われています。



### ナンバー・ライト・ミラー等 つけていますか!?

※役所で交付された  
**ナンバープレート**を  
つけましょう。

※道路運送車両の**保安基準**に  
適合する必要があります。



### 保険に入っていますか!?



※**自賠責保険(共済)**の  
契約をしなければ  
なりません。

### 販売する方へ

電動キックボードを販売する際は、上記について分かりやすくユーザーに説明してください。「運転免許がなくても公道で乗れる」等と**虚偽の宣伝や説明**をすると、**刑事責任**を問われる場合があります。



交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載!

警視庁  
公認サイト

## TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>

